

平成27年度の主な事業（子ども福祉課）

資料3

事務事業名	内 容	H27予算 (千円)
赤ちゃんの駅整備事業	乳幼児のいる子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを進めるため、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペース（赤ちゃんの駅）の設置を促進するとともに、市内の公共施設（20施設）及び民間等施設（12施設）に設置されている赤ちゃんの駅の整備とその周知を行います。	54
子育て応援隊支援事業	乳児及び幼児並びにその保護者又は妊婦を対象とした子育て応援隊の活動を支援し、市民との協働による子育て支援を推進します。	133
子育て短期支援事業	安心して子育てができる環境を整備するため、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施します。	1,807
子ども医療費支給事業	少子化対策及び子育て支援の観点から、子どもが必要とする医療を安心して受けられるようにするため、中学3年生までの子どもの入院及び通院に係る医療費に対し、保険診療自己負担分から他法令等による給付を除いた額を助成し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。	171,983
児童手当等支給事業	児童手当法、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、各手当の申請から給付までに関する一連の事務を行います。	1,838
里親普及促進事務	事情があり家庭での養育が困難となった子どもの健全な育成を図るために、保護の必要な児童の養育を都道府県が登録里親に委託し、家庭環境の下での養育を提供する里親制度の普及啓発を図ります。また、児童相談所、児童養護施設等の関係機関と連携し、里親の支援を行います。	12
児童福祉推進事務	児童福祉を推進し、その向上に資するため、児童等の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援新制度に関する事項を児童福祉審議会において調査審議します。	242
地域子育て支援センター運営事業	地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子が交流できる場や子育てに関する情報を提供するとともに、子育ての悩みや不安に対する相談等を行うため、地域子育て支援センターを中心とした地域全体で子育てを支援する体制を整えます。	15,407
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭（新生児訪問済み家庭等を除きます。）を訪問し、様々な不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報の提供など、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行うとともに、必要に応じて適切な子育て支援施策につなげます。	1,256
福祉幼稚教室運営事業	発達がやや緩やかな幼児や育児に不安のある保護者に対してグループワークや個別支援を行うことにより、幼児の心身の健全な発達に対する支援を行います。	2,896
養育支援訪問事業	妊娠、出産及び育児期に、特に養育支援を必要としている家庭を訪問し、家事援助や育児、体調に関する指導等を行います。	223
要保護児童対策事業	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、要保護児童対策地域協議会の構成機関等による代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議の3層で構成されたそれぞれの会議を開催し、各機関等連携の下、要保護児童等に対して適切な対策を実施します。また、実務者会議のうち1回は講師を招いた研修会を開催し、実務担当者の資質向上を図ります。	113
児童手当支給事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、当該児童を養育している父母等に年に3回（6月、10月、2月）児童手当を支給します。	967,020
児童ふれあいセンター維持管理事業	子どもの健全な育成を図るために、児童ふれあいセンターにおいて、専任の指導員が子育てに関する支援を行うとともに、小学生以下の子どもを対象とした集団的又は個別的な遊びの指導や各種親子教室を開催します。	5,848
高根児童室維持管理事業	子どもの健全な育成及び地域における子育て支援の推進を図るため、高根小学校内の地域交流室に専任の指導員を配置し、小学生以下の子どもの居場所と健全な遊び、保護者が集まって相談したり情報交換や交流ができる場を提供するとともに、各種親子教室を開催します。	4,409
ちびっ子広場維持管理事業	子どもがいつでも安心して野外で遊べる広場を確保するとともに、遊具や設備の点検、修繕等の維持管理を行います。	3,121
ファミリーサポートセンター運営事業	未来ある子どもの豊かで健やかな育ちのため、小学生以下の子どもがいる家庭で援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）を会員として組織化し、相互援助活動に関する連絡調整を行います。	2,836
家庭児童相談室運営事業	福祉事務所内に家庭児童相談室を設置し、家庭児童相談員等の専門職員を配置します。子どもを養育する保護者等を対象に、家庭における子どもの養育の向上及び養育に連携して発生する子どもに係る諸問題の解決を図るために専門的相談、指導及び支援を行います。	3,541
子育て世帯臨時特例給付金給付事務	消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図ることを目的とした臨時の給付措置の「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するための事務を行います。	6,918

子育て世帯臨時特例給付金給付事業	消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図ることを目的として、臨時の給付措置の「子育て世帯臨時特例給付金」を平成27年度は児童1人につき3千円支給します。	22,725
保育所等入所事務	保護者の就労等により、保育を必要とする児童や放課後の生活の場を必要とする小学生に適正な保育等の実施を図ります。	272
保育料徴収事務	保育料の納入について、指定金融機関の口座振替への変更を促すとともに、毎月の保育料が未納となっている保護者に対しては、催告書及び督促状を発送し、保育料の納入意識及び徴収率の向上を図ります。	237
家庭保育室児童保育委託事業	市が指定した家庭保育室及び管外の同施設に児童の保育を委託します。	2,735
民間保育園等児童保育委託事業	市内民間保育園（6園）と市外民間保育園に委託している児童に対する運営費を支弁することにより、安定した施設運営が行われ、児童を安全かつ健やかに保育します。	590,018
民間保育園等特別保育支援事業	保護者が安心して子育てができる環境を確保するため、一時預かり事業及び長時間保育事業並びに病後児保育事業などを実施する施設に対し支援を行い、多様化した保育ニーズに対応できる環境を整えます。	84,498
学童保育室維持管理事業	小学校に在学している児童のうち、父母又はこれに代わる者などの就労等により、家庭が常時留守になっている児童の健全育成を図るとともに、世代間交流の機会を提供し、相互の精神的及び身体的な健康を推進します。また、施設の適正な維持管理をします。	245,202
公立保育所保育運営事業	保育を必要とする児童に対して健全な心身の発達を保障し、保護者の就労と子育ての両立を支援するとともに、保育に適した環境を整備します。また、高齢者が活躍できる機会の提供として、保育所に通う児童の祖父母を招待するなど、世代間交流を行います。	153,929
私立幼稚園就園支援事業	児童を私立幼稚園に就園させている保護者の経済的負担を軽減するため、保育料等を减免している私立幼稚園の設置者に、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付します。	109,347
地域型保育事業の認可事務	子ども・子育て支援事業計画に基づき、家庭的保育事業等の地域型保育事業の事業者に対し認可を行い、待機児童の解消や保育の供給調整を図ります。	0
子どものための教育・保育給付事業	教育・保育給付申請のあった保護者に対し、支給認定証を交付するとともに、支給認定後は現況届の審査を行います。また、教育・保育施設及び地域型保育事業者に対し、給付の対象施設等になることの確認を行い、当該事業者へ教育・保育給付を行います。	73,212
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援する観点から、安心して医療を受けられるようにするために、18歳までの児童とその母（父）等の入院及び通院に係る医療費に対し、保険診療自己負担分から他法令等による給付を除いた額を助成し、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ります。	24,911
母子及び父子家庭自立支援事業	母子（父子）家庭の母（父）の主体的な能力開発の取組みを支援して生活の負担軽減を図り、資格の取得を容易にすることで、就業と母子等家庭の自立を、より効果的に促進する母子（父子）家庭自立支援給付金事業としての「自立支援教育訓練給付金」、「高等職業訓練促進給付金」及び「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。また、平成27年度からは、新たに専任の母子・父子自立支援員を設置し、母子等家庭を支援する体制の強化を図ります。	12,174
助産施設及び母子生活支援施設入所措置事業	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させて助産を行います。また、配偶者のない母等が、様々な生活上の問題により子どもの養育を十分にできない場合、母子ともに母子生活支援施設において保護し、自立の促進を図るため、生活相談や学習指導等の支援を行います。	4,166
児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進、児童の心身の健やかな成長に寄与するため、当該児童について、年に3回（4月、8月、12月）児童扶養手当を支給します。また、受給者のうち希望する者に対し、特定者用定期乗車券購入証明書を発行します。	208,535
ひとり親家庭児童就学支度金支給事務	ひとり親家庭の経済的・精神的負担を軽減するため、ひとり親家庭児童就学支度金（中学校に入学予定の児童を養育している市民税非課税世帯のひとり親家庭を対象に児童の入学準備に必要な経費の一部を県が助成する制度：児童一人につき1万円）の申請書類の受理、送付等に関する事務を行います。	0
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務	母子及び父子並びに寡婦家庭等の経済的自立や児童の福祉増進のため、県規則により実施する「母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（県事業）」の申請書類の受理、送付等に関する事務を行います。	0